

新	旧
<p style="text-align: center;">仕組預金規定</p> <p><u>お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)</u>と仕組預金にかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。</p> <p>第1条(募集及び預入れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 この預金への預入れは、<u>当社に開設されたお客さま名義の預金口座(以下「出金口座」といいます。)</u>からの振替により取扱います。この預金には、現金、銀行小切手、トラベラーズチェックによる預入れはできません。 <u>未成年または80歳以上のお客さまはこの預金の取引を行うことはできません。</u> この預金の申込金額相当額について、申込時から預入日までの間、出金口座からの出金を制限させていただきます。<u>申込時点</u>における残高がこの預金の申込金額相当額に満たない場合、この預金の申込はできません。 略 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、この預金への預入れの申込みを受付けた後であっても、当該申込みを承諾しない場合があります、お客さまは、あらかじめこれを<u>了承</u>するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> お客さまが、<u>本規定</u>その他当社の定める規定に違反した場合 略 <p>第2条(払戻し)</p> <p>この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、募集条件等によって預入時に決定した預入期間、利率等の条件にもとづき、当社所定の手続にしたがい、この預金と同一の口座名義の<u>円普通預金口座</u>または<u>外貨普通預金口座</u>に入金します。</p>	<p style="text-align: center;">仕組預金規定</p> <p>(追加)</p> <p>第1条(募集及び預入れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 この預金への預入れは、お客さま名義の預金口座(以下「出金口座」といいます。)からの振替により取扱います。この預金には、現金による預入れはできません。 <p>(追加)</p> <ol style="list-style-type: none"> この預金の申込金額相当額について、申込時から預入日までの間、出金口座からの出金を制限させていただきます。<u>預入日</u>における残高がこの預金の申込金額相当額に満たない場合、この預金の申込は<u>撤回されたものとみなします。</u> 略 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、この預金への預入れの申込みを受付けた後であっても、当該申込みを承諾しない場合があります、お客さまは、あらかじめこれを<u>承諾</u>するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> お客さまが、<u>この規定</u>その他当社の定める規定に違反した場合 略 <p>第2条(払戻し)</p> <p>この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、募集条件等によって預入時に決定した預入期間、利率等の条件にもとづき、当社所定の手続にしたがい、この預金と同一の口座名の普通預金口座に入金します。</p>

第3条(利息)

1.～3. 略
(削除)

4. 略

第4条(中途解約)

1. この預金は、預入日から満期日の前日までの間、解約はできません。
2. 前項にかかわらず、お客さまより当社所定の方法により預入日から満期日の前日までの間、解約申出があつて、かつ当社がお客さまに特にやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この預金の全部について解約できることがあります。この場合でも、この預金の一部についてのみ解約することはできません。
3. 略
4. 前項の当社に生じた損害金は、この預金の満期日前の解約がなければ発生しなかった当社の負担金額をいいます。これには当社所定の方法により計算した、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用等(なお、契約締結前交付書面記載の募集条件に定める費用を含みますが、これに限られません。)を含むものとします。

第6条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第7条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当

第3条(利息)

1.～3. 略

4. 第4条(満期日前の解約)にしたがい、当社がお客さまに特にやむを得ない事由があると認めてこの預金の全部を満期日前に解約する場合、お客さまは経過利息をお受取いただくことができません。

5. 略

第4条(中途解約)

1. この預金は、募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間、解約はできません。
2. ただし、お客さまより当社所定の方法により募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間、解約申出があつて、かつ当社がお客さまに特にやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この預金の全部について解約できることがあります。この場合でも、この預金の一部についてのみ解約することはできません。
3. 略
4. 当社に生じた損害金は、この預金の満期日前の解約がなければ発生しなかった当社の負担金額をいいます。これには当社所定の方法により計算した費用等(なお、契約締結前交付書面記載の募集条件に定める費用を含みますが、これに限られません。)を含むものとします。

第6条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社WEBサイト上に掲示します。

第7条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社WEBサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの預金の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうえは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである
とき。

以上

以上